

◎新潟県告示第920号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年8月27日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室 「きらり」上越校	上越市本町3-2-28平安G ビル5-A室	株式会社クラ・ゼミ	令和5年 7月31日